

# 「西東京市教育計画(教育プラン21)(案)」 中間報告に対するご意見を募集します

教育委員会では、これからの西東京の教育のあり方を示す「西東京市教育計画(教育プラン21)(案)」について、平成15年7月に市民参加条例に則り、教育計画策定懇談会を設置し、これまで9回の会議で検討を重ねてきました。

このたび、懇談会より、教育長に中間報告がされましたので、その概要(下図「西東京市教育計画(案)概要」参照)をお知らせするとともに、広く市民の皆さんの意見を聞く機会を設けるため、市民意見手続制度(パブリックコメント)を実施します。皆さんの意見をお待ちしています。

なお、この計画の全文は、両庁舎の情報公開コーナー、各公民館・図書館、ホームページでご覧になれます。

意見を提出できる方 市内在住・在勤・在学の方。市内に事業所を有する法人、その他の団体

意見の提出方法・提出先 次のいずれかの方法で住所・氏名・計画名「教育計画」を明記のうえ、4月1日(木)~30日(金)(必着)に提出してください。直接または郵送(〒202-8555西東京市役所保谷庁舎教育庶務課) ファクス(☎23-2872) 市ホームページから

検討結果の公表 7月を予定しています。市報・ホームページ、両庁舎の情報公開コーナーでご覧になれます。提出された意見に個別の回答は行いません。

教育庶務課(☎内線2613)

## 西東京市教育計画(案)概要

計画の基本的な考え方

- 1 計画の性格
- 2 計画の位置付け
- 3 施策・事業推進の基本的な方針
- 4 計画のイメージ図
- 5 計画の期間

活力と生きがいに満ちた西東京市の教育を築く施策・事業

- 1 一人ひとりが輝き、活力ある学校づくり
  - (1) 確かな学力の育成
  - (2) 豊かな心の育成
  - (3) 特色ある学校づくりの推進
  - (4) 不登校児童・生徒への対応
  - (5) 心身障害教育の充実
  - (6) 学校経営改革の推進
  - (7) 学習環境等の整備
- 2 人間性を豊かに、生きがいに満ちた地域づくり
  - (1) 社会教育の特色を生かした青少年教育(中・高生)への支援
  - (2) 家庭教育への支援
  - (3) 市民の多様な学びを支える社会教育の充実
  - (4) 市民のスポーツ・レクリエーション活動の充実
  - (5) 地域を掘り起こし故郷を見直す文化財保護の推進
  - (6) 生涯学習環境の整備
  - (7) 学習・文化・スポーツ活動を支える基盤の整備

計画の推進

- 1 情報を公開
- 2 行財政改革への積極的な取組み
- 3 計画の見直し~社会経済情勢の変化に対応した柔軟対応~
- 4 東京都との連携
- 5 国・都への積極的な意見・要望等の働きかけ
- 6 知恵を出し、汗を流し、一定の負担をもする真の市民参加

## 西原総合 教育施設が 完成しました

旧西原第二小学校跡地利用計画の中で進められてきた施設改修工事が完了しました。西原総合教育施設(西原町4、5、6)がオープンし、下表の施設が入ります。詳しくは、4月15日号でお知らせします。教育庶務課(☎内線2614)

施設名	問合せ
4月1日に事業を開始する施設	
会議室・学習室・自習室	教育庶務課(☎内線2614)
適応指導教室「田無スキップ教室」	教育相談課(☎内線2641)
心身障害者等小規模作業所「さくらの園」	障害福祉課(☎内線2343)
障害者就労支援センター「一歩」	障害福祉課(☎内線2344)
シルバー人材センター作業所	保健福祉総合調整課(☎内線2311)
4月1日以降に事業を開始する予定の施設	
スポーツ振興施設(4月8日)	スポーツ振興課(☎内線2714)
郷土資料室(4月29日)	社会教育課(☎内線2713)
高齢者ミニデイ施設(5月1日)	高齢福祉課(☎内線2332)

## 平成16年度 市の奨学生を募集します

平成16年度の奨学生を募集します。支給する奨学金は返済する必要のないものです。

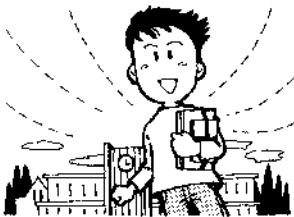
なお、前年度に引き続き奨学金の受給を希望する方も、再度応募してください。

受付期間 4月1日(木)~30日(金)

郵送不可

応募資格 出願日の6か月前から引き続き市内に住んでいる方に扶養されていること(地方の大学・高等学校などに在学している自宅外通学者も可) 他の奨学金を受けていないこと(貸付制度による奨学金を除く)

学校教育法に規程する大学、短大、高等専門学校、高等学校、専修学校(高等課程・専門課程)に在学し、成績優秀で経済的理由により修学が困難であること 出願に



必要な書類を出願期間内に提出できること 平成15年の所得金額がそれぞれ生活保護法による基準額(家族構成により異なります)の1.3倍を超えない方

申請時に経済状況が急変した場合、申請時の状況によることできます(この場合は状況を証する書類を提出してください)。

募集人員および支給金額(月額) 大学生、短大生、高等専門学校(4~5年生、専修学校生(専門課程)) : 50人程度・1万円 高校生、高等専門学校(1~3年生、専修学校生(高等課程)) : 50人程度・8千円

必要書類 奨学生出願書、奨学生推薦調書、同意書等の所定の用紙、平成15年度の学業成績証明書、過去1年間の家庭の経済状況を証明する書類(源泉徴収票など) 世帯全員の住民票

「所定の用紙」を含めた申請に必要な用紙、記入方法については「ご案内」を、田無庁舎1階子育て支援課でお渡ししています。

奨学生の決定 奨学生選考委員会で審議の後、可否に関わらず郵送で5月中旬に通知します。

子育て支援課(☎内線1521)

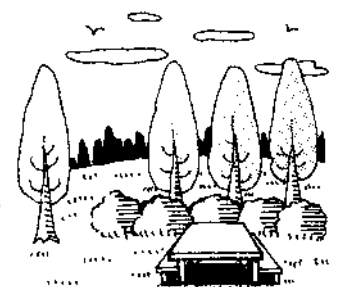
## 市民意見提出手続制度の (パブリックコメント)

### 検討結果(概要)をお知らせします 都市計画マスタープラン(素案)

下表は、市民の皆さんからお寄せいただいた意見の一部を適宜要約したうえ、それに対する市の検討結果の概要をまとめたものです。すべての意見に対する検討結果や今後の策定スケジュールは、両庁舎1階の情報公開コーナーや、市ホームページでご覧になれます。

意見募集期間 平成15年11月26日(水)~12月26日(金)

寄せられた意見数・人数 29件・9人  
都市計画課(☎内線2412)



市民の意見	市の検討結果
東大農場の移転	東京大学附属農場は市内でも最大規模の緑地であり、可能な限り緑地としての機能を保全していくべきと考えています。本方針の中では「みどりの拠点」に位置付け、「土地利用の方針」や「みどり・水辺・都市景観の方針」でみどりの保全と活用のため検討していくことを記述しています。
特色のある公園整備が必要	これまでやや画一的であった公園整備を、地域の特性等に合わせ個性のあるものとしていく必要があります。「みどり・水辺・都市景観の方針」で記述しています。
五日市街道を緑のシンボル軸としたまち並みの保全	沿道の玉川上水・千川上水とともに「みどりと水のネットワーク」の形成に努める考えであり、「みどり・水辺・都市景観の方針」に記述しています。
都市計画道路保谷3・2・6号調布保谷線の整備は不要	保谷3・2・6号は、現在東京都で事業を行っています。市では、広域的な自動車交通の処理のほかに、避難救援や延焼防止といった防災性の向上などさまざまな機能を有しており、整備を促進することが必要であると考えています。整備にあたっては、沿道環境の悪化を可能な限り最小限とするため、十分な歩行空間の確保や街路樹の充実などを東京都に要請するとともに、沿道の計画的な土地利用を規制・誘導していく必要があると考えています。
歩行者・自転車道のネットワーク化や自転車の走行空間整備が必要	歩行者優先の道路として「散歩道」を位置づけ、その概念図を「みどりと水辺の整備方針図」に図示しています。また自転車の走行空間整備については今後の検討課題と考えています。
車のスピードを出しにくい道路の整備、電線類の地中化が必要	歩行者と自動車の共存に有効な方法であると考えており、「交通網整備の方針」に記述しています。道路の特性に合わせて整備を検討していく考えです。電線類の地中化については、幅員の狭い道路では困難な面があるため、今後の検討課題と考えています。
内容が多岐に渡ることでデータの不足	都市計画マスタープランは、まちづくりの基本的な方針であるため、基本的・総合的・長期的なことがらを記述することとなっています。また、ご意見を踏まえて、今後の人口予測や各種データの充実を図ります。

市民の意見	市の検討結果
土地利用の方針で「一種低層地区」を加えるべき	「土地利用の方針」は、具体的な用途地域の名称との整合を意図したものではありません。
公園整備が必要	みどりは環境保全・いこいややすらぎの提供・美しい都市景観の創出など、多様な役割を果たしており、市としてその保全・充実が重要であると考え、「みどり・水辺・都市景観の方針」の中で記述しています。具体的な公園の設置については、「みどりの基本計画」やその後の実施計画などで検討していく予定です。
みどりの保全・創出が必要	雑木林・屋敷林・農地など、市内の貴重なみどりの保全に努めることを、「みどり・水辺・都市景観の方針」の中で記述しています。